

○高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線
等における交通の取締り等に関する警察
官の職権行使についての協定 (平成14年7月10日)

青森県公安委員会及び岩手県公安委員会は、警察法(昭和29年法律第162号)第66条第2項及び警察法施行令(昭和29年政令第151号)第7条の3第2項第1号の規定に基づき、高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線(以下「東北縦貫自動車道八戸線」という。)及び一般国道45号(東北縦貫自動車道八戸線に接続する自動車専用道路の区域に限る。以下「百石道路」という。)における青森県警察及び岩手県警察(以下「協定県警察」という。)の警察官の交通の取締り等に関する職権行使について、次のとおり協定する。

平成14年7月10日

青森県公安委員会

委員長 橋本 昭一

岩手県公安委員会

委員長 佐藤 ソノ子

(職権行使の区域)

第1条 協定県警察の警察官は、東北縦貫自動車道八戸線及び百石道路における交通の円滑と危険の防止を図るため、当該道路のうち次の各号に定める区域(以下「協定区域」という。)において、交通の取締り等の職権を行使することができる。

(1) 青森県警察

東北縦貫自動車道八戸線の青森県と岩手県との境界から岩手県内に27.0キロメートルまでの区域

(2) 岩手県警察

東北縦貫自動車道八戸線の岩手県と青森県との境界から青森県内に29.1キロメートル(百石道路を含む。)までの区域

(交通法令違反事件の処理方法)

第2条 協定区域における交通法令違反事件(交通事故に係るものを除く。)の送致は、当該事件を捜査した警察官の所属する県警察が行うものとする。

(交通事故事件の処理方法)

第3条 協定区域における交通事故事件の送致は、当該事件の発生した場所を管轄する県警察が行うものとする。

(細目的事項の委任)

第4条 この協定の実施について必要な細目的事項は、協定県警察の警察本部長が別に協定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成14年7月18日から実施する。
- 2 高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（昭和61年11月5日付け青森県公安委員会及び岩手県公安委員会との協定）は、廃止する。